

広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十五号

広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法（以下この項において「法」という。）の項中

一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて、法第九十二条第一項後段の規定により一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合
一、六五〇円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより二〇〇円を加えた額

一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の交付であつて、法第九十二条第一項後段の規定により一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合
二、一〇〇円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載することにより二〇〇円を加えた額

一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の再交付
三、二〇〇円

一 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証の再交付
三、六五〇円

免許証更新手数料
二、一〇〇円

免許証更新手数料
二、五五〇円

に改める。

を

を

に、

に、

を

附 則

この条例は、平成二十一年一月四日から施行する。